

議第18号

権利の放棄について

次の借受人に対し貸付けを行った生活資金等貸付基金からの貸付金については、借受人の死亡によりその回収が不能であるため、当該債権を放棄する。

貸付年度	金額	借受人氏名 借受人申請時住所	回収不能 の理由
昭和58年度	30,000円	(略) 三島市 (略)	死亡
昭和59年度	100,000円	(略) 三島市 (略)	死亡
平成元年度	50,724円	(略) 三島市 (略)	死亡
平成6年度	87,000円	(略) 三島市 (略)	死亡
平成9年度	100,000円	(略) 三島市 (略)	死亡
平成10年度	100,000円	(略) 三島市 (略)	死亡
平成10年度	80,000円	(略) 三島市 (略)	死亡
平成12年度	70,000円	(略) 三島市 (略)	死亡
計	617,724円	8人	

令和3年2月16日提出

三島市長 豊岡 武士